

● ● ● 用語説明 ● ● ●

用語説明

豊島区地域防災計画で使用する用語等は、次による。

※1 災害時要援護者（主に、p. 3, 25, 34, 126, 137, 142）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることが特に困難な人（対象：65歳以上の一人暮らしや寝たきり等の高齢者・障害者・5歳以下の乳幼児など）。

※2 自力脱出困難者（主に、p. 8）

建物倒壊によって下敷き・生き埋めになった人のうち、自力で脱出できず、家族、親戚、近所の人、消防団、警察、消防等の救出が必要な人。

※3 木造密集市街地（主に、p. 11, 47）

老朽化した木造建造物・住宅が密集し、宅地の細分化や公共施設の著しい不足等により、都市・居住環境の整備や良質な住宅の供給が必要と認められる市街地。

※4 延焼遮断帯（主に、p. 12, 48）

一般的には、河川、鉄道、道路、公園などの都市のインフラを軸として、ここに耐火建築物群、空き地などを保全、整備、建設、または誘導することにより、市街地火災を焼け止まらせるために計画的に構成された帯状の領域。

※5 緊急輸送道路（主に、p. 11, 111）

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路ならびにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路。

※6 緊急地震速報（主に、p. 12, 87）

地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強いゆれが始まる数秒から数十秒前に、強いゆれが来ることを知らせることを目指した情報。

※7 避難準備情報（主に、p. 91, 135, 262）

人的被害が発生する可能性がある場合に、通常の「避難勧告」に先立ち自治体より発令されるもので、避難に時間を要する高齢者や障害者等には、この段階で避難開始を求め、その他の人々には避難準備を促す情報。

※8 事業継続計画（BCP）（主に、p. 27, 28）

Business Continuity Planの略。災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するもの。

※9 救援センター（主に、p. 16, 25, 68, 119, 132, 139）

災害により住宅が住めない状態となった場合、一定の期間避難生活をする場所。その他、情報連絡や給水・給食、医療救護など、支援の拠点ともなる。豊島区では区立小中学校等の37ヵ所を指定している。（*東京都地域防災計画における「避難所」に相当する）

※10 福祉救援センター（通所型）（主に、p. 16, 122, 132, 142）

特別な設備などが無いと、生活を送ることが困難な要援護者のうち、平常時から通所している障害者のための救援センター。例えば、心障センター、生活実習所、福祉作業所など。（*東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当する）

※11 福祉救援センター（介護型）（主に、p. 16, 122, 132, 142）

特別な設備などが無いと生活を送ることが困難な要援護者のうち、要介護度が重い方のための救援センター。例えば、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など。（*東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当する）

※12 補助救援センター（主に、p. 17, 122, 132, 142）

救援センターで避難者を収容しきれなかった場合に開設する、補助的な救援センター。例えば、区民ひろば、保育園などの区有施設、又、幼稚園、都立高校、私立大学などの教育施設など。（*東京都地域防災計画における「二次避難所」に相当する）

※13 福祉室（主に、p. 122, 132, 142）

災害時要援護者を受け入れるスペース。救援センターの中の和室や多目的室など。

※14 トリアージ（主に、p. 17, 118, 122）

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

※15 トリアージセンター（主に、p. 17, 119, 123）

特に、発災1、2日目の重傷・重篤者に対する外科的処置・トリアージの実施、又、安全な医療機関への搬送のための安定化処置等を行うための場所。

※16 東京DMAT（主に、p. 118, 124）

Disaster Medical Assistance Teamの略。大震災等の自然災害のほか、大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行う災害医療派遣チーム。

※17 帰宅困難者（主に、p. 7, 14, 27, 145）

地震が起こった場合、電車等の交通機関の停止や自動車の利用禁止に伴い、帰宅したくても帰宅できない人。

※18 帰宅支援ステーション（主に、p. 147）

徒歩による帰宅者に対する支援の一環として、東京都は島しょを除く全都立学校及び東京武道館を「帰宅支援ステーション」として位置づけている。帰宅支援ステーションでは、水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供を行う。上記以外にもコンビニエンスストアやガソリンスタンド、ファミリーレストラン等も同じ役割を担う。

※19 応急危険度判定（主に、p. 13, 36, 178）

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定するもの。